

令和5年度 「那覇市産業DX促進支援事業」実施業務
委託仕様書

那覇市 経済観光部 商工農水課

■業務名：令和5年度 「那覇市産業DX促進支援事業」

■委託期間：契約締結日～令和6年3月29日

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大を契機に、地域社会においては大きな変化が見られ、その代表的な取組がデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）への移行であるといわれている。

その流れは現在も継続しており、コロナからの回復に向けて地域事業者においては、様々に試行錯誤、模索を続けているなかで、地域事業者のニューノーマル社会に対応した事業再構築や新たな事業への挑戦、昨今の社会課題である人手不足への対応等にも対応した生産性の向上等が求められている。

本事業は、そのような取組や支援が必要とされる地域事業者へのアンケート及びヒアリング等を実施し、現状把握に加えてDX化の必要性について分析を行うとともに、DXの導入が必要と分析された業種・団体等については、本市から積極的にアプローチを図り、業種・団体等が必要とするDX導入支援等によるマッチングを促進していくことを目的とする。

2 事業の必要性

島嶼県である沖縄の中小企業や個人事業者は、県外と比べ多種多様な企業との交流が少ないことなどから、最新のデジタルソリューション等に関する情報等も得にくく、当該デジタルソリューション等の導入の遅れが域内生産性にも顕著に現れていると考える。

また、地域事業者においては、DX等のデジタルソリューション等に関する知識・知見も弱いことに加え、導入に消極的な側面も多く見られる。

コロナが落ち着きを見せ、航空路線の増便や第二クルーズバース整備によるクルーズ寄港増、さらには国をあげたインバウンド受入など、今後益々観光客や修学旅行等の増加が見込まれるなかで、その需要を地域が取り込むためにもDX導入等は有効手段のひとつであり、前述の必要性のある事業者等に対しては、本市から積極的にアプローチを行いながら、事業者等の維持・存続、成長を後押しする必要がある。

3 期待される効果

- (1) DXに対する本市としての取り組むべき方向性を整理することができる。
- (2) DXに対する普及・啓発活動の広がりによる事業者の取組意欲が促進される。
- (3) 業界団体等を通じた本市事業者のDX化の効率的な促進が図られる。
- (4) DX化により、生産性や売上の向上に人手不足への対応が期待でき、また、経済社会における競争優位性の獲得に資することができる。
- (5) 地域事業者等の生産性や売上の向上により、税収の増に加えて、ひいては従業員等の所得向上につながる。
- (6) DX化は、働き方改革にも資するものであり、地域事業者の魅力向上につながれば、さらに本市の就労環境の向上にもつながることが期待できる。

4 実施する業務

受託者は契約締結後速やかに、発注者と協議のもと、業務全体の進め方、役割分担、スケジュール等を取りまとめた「業務実施計画書」を提出の上実施すること。

「那覇市産業DX促進支援事業」の実施に当たっては、以下の(1)～(3)を踏まえ、発注者と定期的な協議の上、双方の考え方や認識を確認し、方向性を確定した上で進めていくこと。

(1) 市内事業者へのアンケート調査業務及び課題整理

市内事業者約11,400社以上に対してアンケート調査を実施し、市内事業者のIT化やDX化に向けたニーズや現状等を把握するとともに、取組が遅れているなど事業者等における課題を整理すると共に、市内事業者の業種（飲食業、小売業など）や、中心市街地などの地域を一体的・効率的に支援するため、特定の業種・地域等の共通課題を抽出する。

(2) 伴走支援の実施

- ① (1)を踏まえ、業界団体等を通じた具体的な支援方法の検討及び本事業を通じた支援を希望する業界団体等を2つ以上選定する。
- ② 業界等の支援については、各業界団体等の事務局と緊密に連携しながら、所属する事業者の身の丈に応じた伴走型の支援を前提としつつ、事業規模や社内リソースの多寡に応じた適切で効果的なソリューションの提案や、アフターフォローを担う専門の事業者等とのマッチングを行い、IT導入補助金等の既存施策やオープンソースを活用した設備投資をサポートすることとする。

(3) 成果報告会等の実施

- ① 業界団体等への支援の成果については、必要に応じてセミナー等の開催や業界紙等への支援事例掲載等を行い、当該業界団体等に所属する事業者へと水平展開を図る。
- ② 本市産業のDX化を推進することを目的として、市内事業者に対しても広く支援事例を周知・紹介するための成果報告会を開催・運営する。成果報告会はハイブリッド形式で開催することとし、報告会を行う会場は少なくとも50名程度を収容できる会場を確保する。また、リアル及びオンラインの参加者は合計で100名以上となるよう、広く事前周知すること。

4 成果物

本業務の成果として、以下を納品すること

- 「那覇市産業DX促進支援事業」報告書： 30部
- 「那覇市産業DX促進支援事業」報告書概要版： 30部
- 上記及び調査関連データを収めた電子媒体： 一式

※納品方法等は協議の上決定する。

5 法令等の遵守

受託者は、個人情報及び機密情報の重要性を認識した上で、管理を厳格に行い、情報漏えい等が発生しないように万全の注意を払うとともに、個人情報の取り扱いには、個人情報関係法令等及び本市個人情報保護条例等を遵守すること。

6 受託者の責務

受託者は次の事項に留意すること。

- (1) 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また、中立性を厳守すること。
- (2) 定められた期間に本業務が完了するよう、適切なスケジュール管理に努め、作業の円滑化を図ること。
- (3) 本業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、本業務の目的、趣旨を十分理解したうえで、実施すること。
- (4) 本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

7 費用負担

- (1) 本業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り委託金額に含むこと。
- (2) オンライン会議の実施にあたっては、基本、受託者がホストとなること。その

場合に必要な本市側の設備及び通信費は本市が負担する。

8 手直し

受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正補足とその他の必要な措置を講ずること。その場合の作業に係る費用は全て受託者の負担とする。

9 その他

この仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者において協議のうえ決定すること。

以上。